（一）～（三）			
［略］		［略］	新技術の内容を十分に説明した書類
			［略］

別表第三（第十条、第十三条、第十四条関係）

工事の種類	事前届出を要するもの
一・二　［略］	［略］
三　大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物に係る工事	大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、使用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うもの
四～八　［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正）

第二条　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事故報告） **第三条**　［略］ ２　前項の規定による報告は、事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した原子力発電工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知った日から起算して三十日以内に様式第二の報告書を提出して行わなければならない。 （公害防止等に関する届出） **第四条**　原子力発電工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。ただし、同表の第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる場合であって、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。	（事故報告） **第三条**　［略］ ２　前項の規定による報告は、事故の発生を知った時から四十八時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した原子力発電工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知った日から起算して三十日以内に様式第二の報告書を提出して行わなければならない。 （公害防止等に関する届出） **第四条**　［同上］

届出を要する場合	届出期限	届出事項
一　［略］	あらかじめ	当該変更に係る事項
二　大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当する原子力発電工作物の使用又は管理の方法であって一般粉		

［同上］	［同上］	［同上］
一　［略］	［同上］	［同上］
二　大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当する原子力発電工作物の使用又は管理の方法であって一般粉		